

日本ビクター株式会社定款

昭和 2 年 9 月 13 日 設 立

第 1 章 総 則

第 1 条 〔商 号〕

当会社は、日本ビクター株式会社と称し、英文では Victor Company of Japan, Limited と記載する。

第 2 条 〔目 的〕

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 音・映像・データ等記録済媒体の制作、製造ならびに販売
2. 音響・映像機器、情報・通信機器その他電子・電気機械器具、楽器およびそれらの部品の製造、販売ならびに賃貸
3. 医療用具の製造ならびに販売、修理
4. 音・映像・データ等記録再生媒体の製造ならびに販売
5. コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、制作、開発、販売ならびに賃貸
6. 情報・通信サービスの提供
7. 工業所有権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権の取得、管理、実施許諾ならびに使用許諾
8. 家具および木工品の製造ならびに販売
9. 通信販売業務
10. 歌手、演奏家等の実演家の養成および各種イベントの企画、立案ならびに実施
11. 前各号の製品ならびに建築物および内装に関する工事の設計、施工、監理
12. 損害保険代理業
13. 生命保険募集に関する業務
14. 旅行業
15. 出版業および印刷業
16. 広告の企画・制作
17. 貨物運送取扱業および倉庫業
18. 警備およびビルメンテナンス業
19. 文書類の配送および配達業務の請負
20. 労働者派遣事業
21. 関係会社への融資および経営コンサルティング
22. 不動産の賃貸借、売買、仲介および管理
23. 前各号の付帯または関連事業

第 3 条 〔本店の所在地〕

当会社は、本店を横浜市に置く。

第 4 条 〔機 関〕

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

4. 会計監査人

第 5 条 〔公告方法〕

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 6 条 〔発行可能株式総数〕

当会社の発行可能株式総数は、8 億株とする。

第 7 条 〔自己の株式の取得〕

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 〔単元株式数〕

当会社の単元株式数は、1,000 株とする。

第 9 条 〔株券の発行および単元未満株券の不発行〕

当会社は、株式に係る株券を発行する。

当会社は、前項にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。

第 10 条 〔単元未満株式についての権利〕

当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第 13 条に定める請求をする権利

第 11 条 〔株式取扱規定〕

当会社の発行する株券の種類ならびに株式に関する取扱いおよび株主の権利の行使方法については、取締役会の定める株式取扱規定による。

第 12 条 〔株主名簿管理人〕

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 13 条 〔単元未満株式の買増請求〕

当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて、単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 14 条 〔招 集〕

定時株主総会は、事業年度末日から 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

第 15 条 **〔招 集 地〕**

株主総会は、本店の所在地、これに隣接する地または東京都区内に、これを招集する。

第 16 条 **〔定時株主総会の基準日〕**

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 17 条 **〔議 長〕**

株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故あるときは、副社長がこれに代り、社長、副社長ともに事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代る。

第 18 条 **〔株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〕**

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 19 条 **〔決議要件〕**

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 20 条 **〔議決権の代理行使〕**

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 **取締役および取締役会**

第 21 条 **〔取締役の員数〕**

当会社の取締役は 3 名以上とする。

第 22 条 **〔取締役の選任〕**

取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

第 23 条 **〔取締役の任期〕**

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第 24 条 **〔取締役会〕**

当会社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定し、重要な事項を決議する。

第 25 条 **〔招集および議長〕**

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

取締役会の議長は、会長がこれに当る。会長に事故あるときは社長が、会長および社長に事故あ

るときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代る。

第 26 条 **〔取締役会の決議の省略〕**

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条 **〔代表取締役〕**

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第 28 条 **〔役付取締役〕**

取締役会は、その決議によって社長 1 名を定め、会長 1 名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

会長は取締役会を主宰する。

社長は社務を総括し、副社長、専務取締役および常務取締役は、社長を補佐して日常の社務の処理にあたるものとする。

第 29 条 **〔取締役の責任免除〕**

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第 5 章 **監査役および監査役会**

第 30 条 **〔監査役の員数〕**

当会社の監査役は 3 名以上とする。

第 31 条 **〔監査役の選任〕**

監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条 **〔監査役の任期〕**

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条 **〔補欠監査役の予選の効力〕**

補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4 年後の定時株主総会開始の時までとする。

第 34 条 **〔監査役会〕**

当会社の監査役会は、法令に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲において監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

第 35 条 **〔招集〕**

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

第 36 条 〔常勤の監査役および常任監査役〕

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、その決議によって常任監査役を定めることができる。

第 37 条 〔監査役の責任免除〕

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の決議によって免除することができる。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

第 38 条 〔事業年度〕

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 39 条 〔剰余金の配当の基準日〕

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 40 条 〔中間配当〕

当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

第 41 条 〔配当金等の除斥期間〕

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第 42 条 〔責任免除に関する経過措置〕

取締役会の決議によって、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号。以下整備法という。）による改正前の商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。

取締役会の決議によって、整備法による改正前に関する監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

以 上

定 款 変 更 の 沿 革

昭和 5 年 6 月 17 日	臨時株主総会	昭和 22 年 12 月 23 日	臨時株主総会	昭和 41 年 5 月 19 日	定時株主総会
昭和 5 年 12 月 23 日	臨時株主総会	昭和 26 年 3 月 16 日	決定整備計画	昭和 42 年 5 月 19 日	定時株主総会
昭和 9 年 9 月 21 日	定時株主総会	昭和 26 年 4 月 7 日	臨時株主総会	昭和 48 年 11 月 19 日	定時株主総会
昭和 10 年 9 月 19 日	定時株主総会	昭和 26 年 11 月 15 日	臨時株主総会	昭和 50 年 5 月 19 日	定時株主総会
昭和 12 年 7 月 12 日	臨時株主総会	昭和 26 年 12 月 15 日	定時株主総会	昭和 57 年 6 月 18 日	定時株主総会
昭和 13 年 8 月 10 日	臨時株主総会	昭和 27 年 9 月 30 日	決定整備計画	昭和 61 年 6 月 18 日	定時株主総会
昭和 14 年 2 月 24 日	定時株主総会	昭和 29 年 3 月 19 日	臨時株主総会	昭和 63 年 6 月 16 日	定時株主総会
昭和 14 年 8 月 4 日	定時株主総会	昭和 31 年 5 月 19 日	定時株主総会	平成 3 年 6 月 27 日	定時株主総会
昭和 15 年 2 月 20 日	定時株主総会	昭和 31 年 11 月 19 日	定時株主総会	平成 6 年 6 月 29 日	定時株主総会
昭和 18 年 4 月 8 日	臨時株主総会	昭和 32 年 5 月 18 日	定時株主総会	平成 10 年 6 月 26 日	定時株主総会
昭和 19 年 2 月 29 日	定時株主総会	昭和 32 年 11 月 19 日	定時株主総会	平成 12 年 6 月 29 日	定時株主総会
昭和 19 年 5 月 29 日	定時株主総会	昭和 33 年 11 月 19 日	定時株主総会	平成 14 年 6 月 27 日	定時株主総会
昭和 20 年 5 月 31 日	臨時株主総会	昭和 34 年 11 月 19 日	定時株主総会	平成 15 年 6 月 27 日	定時株主総会
昭和 20 年 6 月 30 日	定時株主総会	昭和 35 年 5 月 19 日	定時株主総会	平成 16 年 6 月 29 日	定時株主総会
昭和 20 年 11 月 30 日	定時株主総会	昭和 36 年 5 月 19 日	定時株主総会	平成 17 年 6 月 29 日	定時株主総会
昭和 20 年 12 月 28 日	臨時株主総会	昭和 36 年 11 月 20 日	定時株主総会	平成 18 年 6 月 28 日	定時株主総会
昭和 21 年 3 月 28 日	臨時株主総会	昭和 37 年 5 月 19 日	定時株主総会		
昭和 21 年 5 月 29 日	定時株主総会	昭和 38 年 5 月 18 日	定時株主総会		